

○山梨県警察苦情処理対策室運営要領の制定について

〔 令和 4 年 6 月 1 3 日 〕  
〔 例規甲（監監二）第 1 9 号 〕

**【概要】**

この要領は、警察改革の発端となった一連の警察不祥事に関連して、第一線警察業務における問題点の集約と警察職員の職務執行における責任の明確化が強く求められていることに鑑み、警務部監察課に「苦情処理対策室」を設置し、警察職員の職務執行上の苦情の処理結果を明確にするとともに、組織的かつ適切な処理を図ることを目的とするものである。